

インタフェース仕様書解説書都道府県編 新旧対照表

(内容現在 平成27年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 24年 4月	同	平成 27年 4月
2	1	(2)「英数」属性の項目に半角の空白が設定されている場合は～省略～	同	(2) 国保連合会に提出されていない情報(※1)について、「英数」属性の項目に半角の空白が設定されている場合は～省略～
3	1	(3)「数字」属性の項目に半角“0”が設定されている場合は～省略～	同	(3) 国保連合会に提出されていない情報(※1)について、「数字」属性の項目に半角“0”が設定されている場合は～省略～
4	1		同	※1を追加
5	1	(4)「異動区分コード」が「2:変更」の異動連絡票情報で、既に国保連合会に提出している情報について～省略～	1-1	(4)「異動区分コード」が「2:変更」の異動連絡票情報で、既に国保連合会に提出している情報(※2)について～省略～
6	—		1-1	※2を追加
7	2	(5)～省略～項番105「大規模事業所該当の有無」～項番146「介護職員処遇改善加算」の体制等状況項目については～省略～	3	(5)～省略～項番105「大規模事業所該当の有無」～項番150「社会参加支援加算」及び項番153「中重度者ケア体制加算」～項番155「入浴介助体制強化加算」及び項番157「生活行為向上リハビリテーション実施加算」及び項番160「医療連携強化加算」及び項番162「特定事業所集中減算」及び項番167「認知症加算」～項番175「訪問看護体制減算」の体制等状況項目については～省略～
8	3	(9)～省略～(地域密着型事業所、又は、介護予防・日常生活支援総合事業所については指定)した保険者のコードを設定する。	同	(9)～省略～(地域密着型事業所、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)事業所、又は、介護予防・日常生活支援総合事業所については指定)した保険者のコードを設定する。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
9	3	(10)～省略～(地域密着型事業所、又は、介護予防・日常生活支援総合事業所)にかかわる登録保険者を特定する為に設定する必要がある。	同	(10)～省略～(地域密着型事業所、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)事業所、又は、介護予防・日常生活支援総合事業所)にかかわる登録保険者を特定する為に設定する必要がある。
10	4	データ充当例 「データ充当を行なう。」	同	データ充当例 「データ充当を行う。」
11	4	データの充当を行わない項目とその条件	同	データの充当を行わない項目とその条件
12	7	①：～省略～ “7：混在型事業所Ⅱ”、もしくは“8：総合事業事業所”であること。～省略～	同	①：～省略～ “7：混在型事業所Ⅱ”、“8：総合事業事業所(経過措置)”、もしくは“9：総合事業事業所”であること。～省略～
13	10	連番56 〈項目名〉 重症皮膚潰瘍指導管理の有無	同	連番56 〈項目名〉 重症皮膚潰瘍管理指導の有無
14	11-1	連番128 〈項目名〉 認知症短期集中リハビリテーション加算	同	連番128 〈項目名〉 認知症短期集中リハビリテーション実施加算
15	11-2	連番140 〈項目名〉 日中の身体介護20分未満体制の有無	同	連番140 〈項目名〉 定期巡回・随時対応サービスに関する状況
16	11-2	連番141 〈項目名〉 サービス提供責任者体制の有無	同	連番141 〈項目名〉 サービス提供責任者体制の減算
17	11-2		11-2 11-3	連番147～連番176に以下の内容を追加 〈項目名〉 短期集中リハビリテーション実施加算 ～ 〈項目名〉 予備11

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
18	1 2	* 5 : ~省略~ (ただし、地域密着型サービス、もしくは介護予防・日常生活支援総合事業サービスにおいては、~省略~であること)	同	* 5 : ~省略~ (ただし、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービス、もしくは介護予防・日常生活支援総合事業サービスにおいては、~省略~であること)
19	1 2	* 6 : ~省略~ (ただし、地域密着型サービス、もしくは介護予防・日常生活支援総合事業サービスの場合を除く)	同	* 6 : ~省略~ (ただし、地域密着型サービス、介護予防・日常生活支援総合事業(経過措置)サービス、もしくは介護予防・日常生活支援総合事業サービスの場合を除く)
20	1 2	* 8 : 「・サービス種類コードが地域密着型サービス~省略~ “4 : その他”、もしくは“8 : 総合事業事業所”でないこと。」 「・サービス種類コードが介護(介護予防)サービス~省略~ “5 : 地域密着型事業所”、もしくは“8 : 総合事業事業所”でないこと。」 「・サービス種類コードが“32 : 認知症対応型共同生活介護”~省略~ “8 : 総合事業事業所”でないこと。」	1 2 - 1	* 8 : 「・サービス種類コードが地域密着型サービス~省略~ “4 : その他”、“8 : 総合事業事業所(経過措置)”、もしくは“9 : 総合事業事業所”でないこと。」 「・サービス種類コードが介護(介護予防)サービス~省略~ “5 : 地域密着型事業所”、“8 : 総合事業事業所(経過措置)”、もしくは“9 : 総合事業事業所”でないこと。」 「・サービス種類コードが“32 : 認知症対応型共同生活介護”~省略~ “8 : 総合事業事業所(経過措置)”、もしくは“9 : 総合事業事業所”でないこと。」
21	1 2		同	* 8 : に以下の内容を追加 「・サービス種類コードが介護予防・日常生活支援総合事業サービスの場合は、基本事業所情報の「指定/基準該当等事業所区分コード」が“8 : 総合事業事業所(経過措置)”でないこと。」
22	1 3	⑥ : ~省略~ 基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業登録保険者番号が設定されている場合の関連項目の必須検査	同	⑥ : ~省略~ 基準該当・地域密着型・介護予防・日常生活支援総合事業登録保険者番号が設定されている場合の関連項目の必須検査。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
23	13	⑪：～省略～ 「サービス種類コード」が“11（訪問介護）”、“61（介護予防訪問介護）”以外の場合に設定されていないこと。	同	⑪：～省略～ 「サービス種類コード」が“11（訪問介護）”、“61（介護予防訪問介護）”、“A1（訪問型サービス（みなし））”、“A2（訪問型サービス（独自））”、“A3（訪問型サービス（独自／定率））”、“A4（訪問型サービス（独自／定額））”以外の場合に設定されていないこと。
24	14	⑬：～省略～ サービス種類コードが介護予防・日常生活支援総合事業サービスである場合は、「地域区コード」に“5（その他）”が設定されること。	同	⑬：～省略～ サービス種類コードが介護予防・日常生活支援総合事業（経過措置）サービスである場合は、「地域区コード」に“5（その他）”が設定されること。
25	15		同	連番7に以下の内容を追加 ＜03日付比較検査＞ ②
26	15		同	連番8に以下の内容を追加 ＜03日付比較検査＞ ②
27	16	(1)*3 「異動区分コード」が“1：新規”の場合のみ必須	同	(1)*3 「異動区分コード」が“1：新規”の場合のみ必須。
28	16		同	(2)に②を追加